

## 津島市ごみ集積場整備費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される廃棄物（以下、「ごみ」という。）の飛散防止及び鳥獣によるごみ散乱防止を図るため、ごみ集積場にごみ集積容器又は分別啓発看板を整備する町内会に、市の予算の範囲内で補助金を交付することを目的とし、市費補助金等交付規則（平成10年津島市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ごみ集積場 各家庭から排出される家庭系廃棄物を収集するための一時的な集積場所をいう。
- (2) 町内会 地域の自治会その他これに類する自治組織をいう。
- (3) 共同住宅等 共同住宅、集合住宅、寄宿舎、寮又は下宿の用に供する建築物をいう。
- (4) ごみ集積容器 ごみを収集するための折り畳み式又は固定式のネット又は金網等で作られた耐久性のある容器をいう。
- (5) 分別啓発用看板 ごみ集積場の使用者にごみの正しい分別方法を周知啓発するための耐久性のある看板をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けようとする町内会は、次に掲げる全ての要件を満たす町内会とする。

- (1) 補助金の交付を受けようとするごみ集積場について、継続して適正に維持管理できること
- (2) 補助金の交付を受けようとするごみ集積場について、その利用を予定する関係住民への周知や周辺住民の同意が得られること

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものについては、補助の対象としない。

- (1) 市清掃事務所との事前協議を経ずに申請されたもの
- (2) この要綱による整備に係る補助金の交付を既に受けているごみ集積場で、その交付を受けた年度の翌年度の初日から5年に満たないもの
- (3) 共同住宅等に新しく設置を予定する専用ごみ集積場

### (補助金の額)

第4条 1年度で1町内会が申請できるごみ集積場は2箇所までとし、1箇所あたりの補助金の額は、補助対象経費の5分の4に相当する額（その額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。）とし、40,000円を限度とす

る。但し、補助対象経費は、ごみ集積場 1 箇所当たりの合計額が10,000円以上となるものに限る。

2 ごみ集積場の修繕及び撤去に要する費用は含まれない。

(事前協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする町内会は、ごみ集積場整備事前協議書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ごみ集積場の位置図、配置図
- (2) 工事内容のわかる書類(設計書・カタログなど)
- (3) 補助金の交付を受けた場合のごみ集積場の利用者への周知方法や周辺住民の同意の確認方法がわかる書類(様式第2)

2 市長は、前項の事前協議書が提出された場合には、速やかに現地調査を行い、別表に定める「ごみ集積場整備承認基準」に照らした上で申請の可否を決定し、町内会に通知しなければならない。

(交付の申請)

第6条 前条第2項の規定による通知を受けた町内会は、補助金交付申請書(様式第3)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積明細書その他の参考資料
- (2) 設置場所の位置図、配置図
- (3) 収支予算書
- (4) 法令による手続きを要する場合は、その手続きを済ませた事がわかる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第4)により、申請者に通知しなければならない。この場合において、市長が必要と認めたときは、その決定に条件を付けることができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了後2月を経過する日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第5。以下、「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し及び内訳書
- (2) 完了後の写真(設置状況がわかるもの)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定及び通知)

第9条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合は、その内容を現地調査などにより審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに額の確定通知書（様式第6）により、これを申請者に通知する。

(交付)

第10条 補助金の交付は、前条の規定による額の確定後、申請者より提出された補助金交付請求書（様式第7）により、市長がこれを行うものとする。

(取消しその他)

第11条 市長は、この補助事業に関する申請、報告及び執行について不正な行為があったと認めるときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。また、第9条の規定によりこの補助金の額の確定がなされ、既に交付されている場合には、その取り消された額について、補助金返還通知書（様式第8）により、補助事業者に返還を命じなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

## ごみ集積場整備承認基準

### 1 共通事項

- ・戸建てで10戸以上、集合住宅で6戸以上の利用者があること。
- ・交差点・横断歩道・消火栓・防火水槽から5m以内、バス停から10m以内のバス路線、踏切の前後10m以内は、塵芥車で収集に支障があり、極力避けること。
- ・視覚誘導ブロックから60cm以上離すこと。
- ・ごみ集積容器又は分別啓発用看板に管理する町内名を表示すること。

### 2 ごみ集積容器の設置基準

- ・上面しか開かない形状のものは、高さ50cm以内とすること。それ以上の高さがある容器は必ず前面が開く構造とすること。
- ・使用時、折りたたみ時ともに風による移動や倒壊で通行上支障が無いようにすること。
- ・占用許可の無い道路・水路・公園上で固定しないこと。  
(誰もが直ぐに取り外せるようにすること。)
- ・車道のある道路では、路側帯からはみ出ないこと。また、折りたたむことができること。
- ・固定式を設置できるのは、私有地内若しくは占用許可のある場合に限る。

### 備考

- ・設置場所の地形、交通状況、権利関係により、その他必要な条件を付けることがある。

ごみ集積場整備事前協議書

年 月 日

(宛先) 津 島 市 長

町内会名 \_\_\_\_\_ 町内会

代表者 住 所 津島市 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_ 番地

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

ごみ集積場の整備について、次のとおり協議します。

1. 整備(増設)を予定しているごみ集積場 (予定場所が複数ある場合、別葉に記入)

津島市 \_\_\_\_\_ 番地先 (利用戸数 \_\_\_\_\_ 戸)

2. 整備内容

ごみ集積容器(折りたたみ式・固定式)設置 \_\_\_\_\_ 基

(容器 寸法 縦 \_\_\_\_\_ mm 横 \_\_\_\_\_ mm 高さ \_\_\_\_\_ mm)

分別啓発用看板( \_\_\_\_\_ 製 )設置 \_\_\_\_\_ 基

(看板 寸法 縦 \_\_\_\_\_ mm 横 \_\_\_\_\_ mm 高さ \_\_\_\_\_ mm)

3. 整備予定日

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

【添付書類】

ごみ集積場の位置図・配置予定図

工事内容のわかる書類(設計書・カタログなど)

補助金の交付を受けた場合のごみ集積場の利用者への周知方法や周辺住民の同意の確認方法がわかる書類(様式第2)

(生活環境課 記入欄)

1. 調査員氏名 .....

調査員氏名 .....

2. 書類確認日 年 月 日( )

現地確認日 年 月 日( )

3. 調査状況

(1) 指摘事項( なし・あり( ) )

① 利用世帯数とごみ集積場の規模 適・不適( )

② ごみ集積容器の大きさ・形式 適・不適( )

③ 分別啓発用看板の大きさ・形式 適・不適( )

④ 資源収集のある場合、カゴの置き場所 適・不適( )

⑤ 利用を予定する関係住民への周知方法及び

周辺住民の同意の確認方法 適・不適( )

⑥ 補助金交付の履歴 無・前回 年度交付

(2) 特記事項 .....

.....

.....

4. 審査結果 承認・不承認

5. 結果連絡 日 時 年 月 日( )

連絡者 \_\_\_\_\_ 方法 電話・FAX・E-Mail・\_\_\_\_\_

決裁欄


# 確 認 書

年 月 日

（宛先）津 島 市 長

町内会名 \_\_\_\_\_ 町内会

代表者 住 所 津島市 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_ 番地

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先（ \_\_\_\_\_ ） \_\_\_\_\_

ごみ集積場の整備について、下記のとおり対応します。

1. 整備を予定しているごみ集積場（予定場所が複数ある場合、別葉に記入）

津島市 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_ 番地先（利用戸数 \_\_\_\_\_ 戸）

2. ごみ集積場へのごみ集積容器又は分別啓発用看板の設置についての利用者への周

知方法（複数選択可※2つ以上選択すること）

設置前に利用者へ回覧により周知

設置前に利用者が参加する町内会行事にて周知（行事名 \_\_\_\_\_）

設置1週間以上前にごみ集積場に設置内容を掲示

（ \_\_\_\_\_ ）

3. ごみ集積場整備についての周辺住民の同意の確認方法

整備について、周辺住民の同意書提出予定

整備について、周辺住民を参加者とする会議での審議結果を報告予定

（ \_\_\_\_\_ ）





補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 津島市長

申請者 町内会名 \_\_\_\_\_ 町内会

代表者 住 所 津島市 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_ 番地

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

津島市ごみ集積場整備費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおりごみ集積場整備費補助金の交付を申請します。

補助金交付申請額		00円	
内 訳 (A)	整備場所	番地先 (利用戸数 戸) <input type="checkbox"/> 路肩・畦畔 <input type="checkbox"/> 歩道 <input type="checkbox"/> 水路敷 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> ( )	
	整備内容	ごみ集積容器設置 基 ・分別啓発用看板設置 基	
	工事予定期間	年 月 日着工～ 年 月 日完了	
	経費 (1万円以上)	円 (補助限度額 40,000円)	
	周辺住民の同意	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ( )	
	利用者への事前周知	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ( )	
内 訳 (B)	整備場所	番地先 (利用戸数 戸) <input type="checkbox"/> 路肩・畦畔 <input type="checkbox"/> 歩道 <input type="checkbox"/> 水路敷 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> ( )	
	整備内容	ごみ集積容器設置 基 ・分別啓発用看板設置 基	
	工事予定期間	年 月 日着工～ 年 月 日完了	
	経費 (1万円以上)	円 (補助限度額 40,000円)	
	周辺住民の同意	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ( )	
	利用者への事前周知	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ( )	
※確 認 欄 (清掃事務所記載)		事前協議	受付日 年 月 日 結果 可 ・ 不可
		担 当 者	氏名

添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 見積明細書その他の参考資料（カタログ等） <input type="checkbox"/> 整備場所の位置図、配置図 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 水路敷使用・水路占用許可申請書、道路使用許可申請書の写し等 （必要がある場合のみ） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 <small>注</small>
------------------	---

注 市長が必要と認める書類は、次の書類とします。

- 管理が複数の町内会にまたがるごみ集積場に係る申請である場合、他方の町内会の同意があることがわかる書類
- ごみ集積場の整備場所及びその周辺にその影響を受ける者がいる場合にその者の承諾書
- 町内会未加入の法人・個人が所有する土地・建物に近接する土地にごみ集積場を設置する場合に、その土地・建物所有者の承諾書

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
  - 2 該当する□にレ印を付けること。

補助金交付決定通知書

津島生環第 号  
年 月 日

(宛先) 町内会名  
代表者 住所  
氏名

津島市長 (印)

年 月 日付けで交付申請のありました津島市ごみ集積場整備費補助金の交付については、下記のとおり決定します。

記

1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 内訳

・津島市 番地先 (利用戸数 戸)  
(ごみ集積容器設置 基・分別啓発用看板設置 基) \_\_\_\_\_ 円

・津島市 番地先 (利用戸数 戸)  
(ごみ集積容器設置 基・分別啓発用看板設置 基) \_\_\_\_\_ 円

3 交付条件

- 計画が変更又は中止されたときは、速やかに事務局に連絡しその指示に従うこと
- 

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 該当する□にレ印を付けること。



補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）津島市長

申請者 町内会名 \_\_\_\_\_ 町内会  
 代表者 住 所 津島市 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_ 番地  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 連絡先 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

年 月 日付け 津島生環第 号で交付決定を受けた津島市ごみ集積場整備費補助金に係る補助事業が完了しましたので報告します。

1 交 付 決 定 額		金	円
内 訳 (A)	整備場所	番地先 (利用戸数 戸)	
	整備内容	ごみ集積容器設置 基 ・ 分別啓発用看板設置 基	
	工事期間	年 月 日着工～ 年 月 日完了	
内 訳 (B)	整備場所	番地先 (利用戸数 戸)	
	整備内容	ごみ集積容器設置 基 ・ 分別啓発用看板設置 基	
	工事期間	年 月 日着工～ 年 月 日完了	

添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 領収書の写し及び内訳書 <input type="checkbox"/> 完了後の写真（設置状況がわかるもの） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類
------------------	--

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 該当する□にレ印を付けること。

額の確定通知書

津島生環第 号  
年 月 日

(宛先) 町内会名  
代表者 住所  
氏 名

津島市長 ⑩

年 月 日付け 津島生環第 号で交付決定した、津島市ごみ集積場  
整備費補助金の額を下記のとおり確定します。

記

1 確 定 額 金 円





## 補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 津島市長

申請者 町内会名 \_\_\_\_\_ 町内会

代表者 住 所 津島市 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_ 番地

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

津島市ごみ集積場整備費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり津島市ごみ集積場整備費補助金を請求します。

## 記

請 求 金 額	金 円
交付決定通知	年 月 日 津島生環第 号
額の確定通知	年 月 日 津島生環第 号
交付決定(額の確定)額	金 円
うち既請求額	金 円
振込先口座	_____ 銀行・信用金庫・農協 _____ 支店 _____ 普通 ・ 当座 口座番号 _____ フリガナ 名 義 人 _____

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



## 補助金返還通知書

津島生環第 号  
年 月 日

(宛先) 町内会名  
代表者 住 所  
氏 名

津島市長 ⑩

年 月 日付で交付した津島市ごみ集積場整備費補助金については、下記のとおり返還してください。

### 記

- 1 返 還 額                      金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 内 訳
- |         |                     |
|---------|---------------------|
| 補助金の確定額 | 金 _____ 円 (A)       |
| 支 払 済 額 | 金 _____ 円 (B)       |
| 返 還 額   | 金 _____ 円 (B) - (A) |
- 3 期 限                      年 月 日 ( ) まで

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。